#### HACCP 講習会及び HACCP 相談窓口事業実施要領

#### 第1 趣旨

この要領は、別に定めるもののほか、豊橋市ええじゃないか HACCP 推進事業実施要綱(以下「要綱」という。)第3章に規定する HACCP 導入支援事業の一環として実施する HACCP 講習会及び HACCP 相談窓口事業に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2 用語の定義

- 1 この要領において「HACCP 講習会」とは、第3に定めるところにより実施する HACCP 方式による衛生管理に関する講習会をいう。
- 2 この要領において「HACCP 相談窓口」とは、HACCP 方式による衛生管理 に関する相談に応じるため第4に定めるところにより生活衛生課に設置する 窓口をいう。
- 3 1及び2に定めるもののほか、この要領において使用する用語の意義は要 綱の定めるところによる。

## 第3 HACCP 講習会

- 1 生活衛生課の食品衛生監視員(以下「食品衛生監視員」という。)は、食品等事業者の HACCP 方式による衛生管理に関する知識、その理解度等に応じて次に掲げる講習会を実施するものとする。
  - (1) HACCP 基礎講習会
  - (2) HACCP 実践講習会
- 2 1の(1)の HACCP 基礎講習会は、次に掲げる事項の概要について実施する ものとする。
  - (1) HACCP チームの編成
  - (2) 製品説明書の作成
  - (3) 意図する用途等の確認
  - (4) 製造等工程一覧図の作成
  - (5) 製造等工程一覧図の現場確認
  - (6) 危害要因の分析 (HA)
  - (7) 重要管理点 (CCP) の決定
  - (8) 管理基準 (CL) の設定
  - (9) モニタリング方法の設定
  - (10) 改善措置の設定
  - (11) 検証の実施

- (12) 記録と保存方法の設定
- (13) 一般衛生管理マニュアルの作成
- 3 1 $\sigma$ (2)の HACCP 実践講習会は、HACCP 方式による衛生管理において特に重要となる 2 $\sigma$ (6)から(11)までの事項について重点的に実施するものとする。
- 4 1 の(1)の HACCP 基礎講習会は、概ね 3 か月に 1 回を、 1 の(2)の HACCP 実践講習会は、概ね 6 か月に 1 回を目安として実施するものとする。
- 5 4の規定にかかわらず、受講希望者の著しい減少又は増加がみられるとき その他の効果的かつ効率的な講習会を実施するため必要があるときは、速や かに適切な頻度を検討し、その結果に従い実施するものとする。
- 6 保健所長は、1の(1)の HACCP 基礎講習会を受講した者について一定の知識を習得したと認めるときは、その者に対し HACCP 基礎講習会修了証(様式1)を、1の(2)の HACCP 実践講習会を受講した者について相当程度の知識を習得したと認めるときは、その者に対し HACCP 実践講習会修了証(様式2)を交付するものとする。
- 7 食品衛生監視員は、1の(1)及び(2)の講習会の受講者を募集するに当たり、 食品等事業者に対する周知の効果、受講の簡便さ等の観点から適切な方法を 適宜選択し、実施するよう努めるものとする。

# 第4 HACCP 相談窓口

1 食品衛生監視員は、HACCP 方式による衛生管理に関する相談に応じるため、 次のとおり HACCP 相談窓口を設置するものとする。

HACCP 相談窓口の設置日	利用区分
毎週水曜日(豊橋市の休日を定	午前9時から午前10時30分まで
める条例(平成3年条例第3号)	午前10時30分から正午まで
第1条に規定する市の休日(以	午後1時から午後2時30分まで
下「市の休日」という。)を除く。)	午後2時30分から午後4時まで

- 2 1の規定にかかわらず、大規模な食中毒の発生その他公衆衛生上緊急の対応が必要である場合は、HACCP 相談窓口の設置を見合わせることができる。この場合において、既に当該 HACCP 相談窓口の利用が決定している食品等事業者があるときは、速やかに当該食品等事業者と利用しようとする日及び利用区分の変更について協議し対応するものとする。
- 3 HACCP 相談窓口の利用は、原則として一の食品等事業者につき一の製品に関する相談に限るものとする。ただし、公平性、公益性等の観点から支障がないと認める場合にあってはこの限りでない。
- 4 HACCP 相談窓口を利用しようとする食品等事業者は、利用しようとする日

の直前の金曜日(その日が市の休日に当たるときは、その直前の市の休日でない日)の午後5時までに、次に掲げる事項(あらかじめ食品衛生監視員から要しない旨の連絡を受けた事項を除く。)を記載した書類を生活衛生課に直接又は郵送により提出し、その利用の決定の連絡を受けなければならない。

- (1) 食品等事業者の氏名及び住所並びに担当者の氏名及び連絡先
- (2) 利用しようとする HACCP 相談窓口の月日及び利用区分
- (3) 相談に関する製品を取り扱う施設の名称、屋号又は商号及び所在地
- (4) 相談に関する製品名
- (5) 相談に関する製品の製造等の工程の一覧
- (6) その他食品衛生監視員が必要と認める事項
- 5 HACCP 相談窓口については、4の書類の提出順によりその利用を決定する ものとし、HACCP 相談窓口管理簿(様式3)及び HACCP 相談窓口予定表 (様式4)により管理するものとする。

附則

この要領は、平成29年7月26日から施行する。